



佐賀県公報

平成16年
2月9日
(月曜日)
第 12414号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○指定施業要件変更予定保安林

(七五・森林整備課)

公告

○佐賀空港内航空機格納庫設置者の公募

(空港・交通課)

○告示

●佐賀県告示第七十五号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町・神埼郡脊振村・三瀬村・三養基郡上峰町・西松浦郡有田町
(以上五町村固有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○公告

(二) 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

佐賀空港内に航空機格納庫を設置する者を次のとおり公募します。

平成16年2月9日

佐賀県知事 古川 康

1 募集条件

次のいずれかに該当することを条件とします。

(1) 佐賀県佐賀空港条例(平成10年佐賀県条例第22号)第12条の規定に基づく工作物の設置の許可(以下「工作物設置許可」という。)を受けた後、1年以内に県が指定する場所において航空運送事業の実施が確実であること。

(2) 工作物設置許可を受けた後、1年以内に県が指定する場所において航空機使用事業の実施が確実であること。

(3) 工作物設置許可を受けた後、1年以内に県が指定する場所において格納庫貸業の実施が確実であること。

2 募集区画及び場所

区画 1区画(約1,200平方メートル)

場所 佐賀県警察航空格納庫西側

3 申込手続

次の事項を記載した書面を5の申込場所へ郵送又は持参してください。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 略歴(法人にあっては、事業の沿革)

(3) 佐賀空港における事業計画及び収支計画

- (4) 佐賀空港における格納庫建設計画
- (5) 空港における事業活動の実績
- (6) 直近3箇年の決算書
- (7) 佐賀県における県税に未納の額がないことを証する書類(佐賀県における県税に課税の額がない場合は、そのことを証する書類)
- 4 申込期間
平成16年2月9日から3月10日まで。ただし、郵送の場合は、平成16年3月10日の消印のあるものまで受け付けます。
- 5 申込場所
佐賀県企画部空港・交通課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)
- 6 格納庫設置者の指定
応募者の中から選考のうえ、格納庫設置者を指定します。
- 7 その他
航空機格納庫の設置に当たっては、一定の費用負担が発生します。費用負担をはじめ詳細については、佐賀県企画部空港・交通課(電話 0952-25-7182)にお問い合わせください。

購読料 一か年三、六〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年二月九日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 西部印刷企画(株)